## をご存じですか?

政治家の寄附は禁止(贈らない)! 政治家の寄附を求めない! 受け取らない!

## 政治家の寄附禁止の対象例





※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う 場合には、罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、総務省ホームページ 【なるほど選挙「寄附の禁止】

をご確認ください。

らない、求めな 政治家が選挙区 内

ない政治 が、きれ 確保を目指す「三な 改めてご理解 ど、何かと贈り物やお祝 する機会の多いシーズンです。 そこで、この機会に皆さまに 年末年始はお歳暮やお ただきたい い事を 年賀な から 0) 0)

のルー 金や物を により禁止されてい 物を求めることも、 有 皆さま一人ひとりが寄附禁止 権者 ルを守って、 が政治家に寄 贈ることはもちろん 明る 公職選挙法 ます 7附や贈 い選挙



求めることも禁止

権者が政治家

に寄附



【お問合せ】

ŋ

うるま市選挙管理委員会 ☎973-4332

広報誌「総務省」(2019年12月号)より

キャッシュレス・消費者還元事業

消費者還元期間 2019年10月~2020年6月

対象店舗で登録されたキャッシュレス決 済手段でお買い物をした消費者に対して、最 大5%ポイントを還元するキャッシュレス・ 消費者還元事業が始まりました(2020年6月 まで)。この機会にキャッシュレスでお買い 物しませんか。

## 〇対象店舗はどこですか?

制度に登録した左記のマークが貼ってあるお店 です。また、本事業のホームページ ホームページを Check!! でもお店を探すことができます。

【お問合せ先】ポイント還元事務局

- ・消費者向け:0120-010975
- ・事業者向け:0570-000655





【お問い合わせ】国民健康保険課 TEL:989-5347

交通事故など第三者の行為によるケガや病気でも国民健康保険で診療を受けることができ ます。

第三者の行為によるケガや病気にあった場合は、必ずうるま市国民健康保険課へ連絡し「第 三者行為による傷病届出書」を提出してください。

被害者が健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を国民健康保 険が負担したことになりますので、後日、国民健康保険課は、その治療費を加害者または、 自動車保険会社などに請求します。この請求に必要な書類が「第三行為による傷病届出書」です。 加害者から治療費を受け取ったり示談をすませたりすると、給付ができなくなる場合があり ますので、ご注意ください!!

示談の前に必ずうるま市国民健康保険課まで、ご連絡ください。

## 事故など第三者の行為によるケガや病気っ

- 交通事故
- 他人のペットなどによるケガ
- 不当な暴力や傷害行為によるケガ
- 他者の建物で設備欠陥などによる事故
- 購入食品や飲食店などでの食中毒等



